

貸ロッカー使用約款

(貸ロッカー使用上のご注意)

貸しロッカーは、使用者が携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。御使用の場合は、この約款の定めによるものといたします。なお、貸ロッカーの状態をご確認のうえご使用ください。

1. 貸しロッカーに収容できないもの

- ① 現金及び有価証券
- ② 貴重品（重要な物品、書類、資料等を含む）
- ③ 動物
- ④ 揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
- ⑤ 鉄砲刀剣類等犯罪に使用されるおそれのあるもの又は、法令等により所持、携帯が禁止されているもの
- ⑥ 盗品その他犯罪によって得られたもの
- ⑦ 死体
- ⑧ 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は貸ロッカーを汚損、き損するおそれのあるもの
- ⑨ その他管理に適さないと認められるもの

2. 使用時の立会い

当社が必要と認めた場合には、収容品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

3. 使用期間

貸ロッカーの使用期間は、2019年3月29日より2019年ホーム公式戦最終日までのホームゲーム開催日とします。

4. 使用期間経過後の処理

使用期間を超え、なお貸ロッカーを返却しないときは、当方において貸ロッカーを開函し、収容品を当方所有の場所に移し、その翌日から数えて30日間保管します。30日を経過して、収容品のお引取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、収容品を当社において処分いたします。なお、その代金は保管料及びその他の費用に充当します。

5. 鍵の保管及び紛失

- (1) 貸ロッカーの鍵は、施錠後、使用者が責任を持って大切に保管してください。
- (2) 鍵を紛失した場合には、直ちに当社の下記連絡先に届け出てください。なお、収容品をお引取りになる場合には、当社所定の書類を提出し、本人であることが証明できるものをご確認させていただいたうえで、収容品をお引取りいただきます。なお、この場合、施錠装置の交換代金として2,000円（実費）をいただきます。

6. 当社において貸ロッカーを開く場合

- (1) 収容品が第1項の収容できないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、貸ロッカーの使用期間中に、当社において該当貸ロッカーを開き、その実情に応じて収容品の開披、廃棄、保管、その他適宜な措置を取ることがあります。
- (2) 爆発物、毒物等の危険品又は犯罪に使用される可能性のあるものが収容されている疑いがある場合など施設利用者等の身体、財産に被害がおよぶおそれのある場合には、対象となる貸ロッカーを当社において開き、前号と同様の措置を取ることがあります。

7. 使用者の賠償責任

使用者が、貸ロッカーを破損した場合又は他の貸ロッカー内の収容品に損害を与えた場合等の当社又は第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

当社の賠償責任

- (1) 次の各号の場合、貸ロッカーの収容品に滅失又はき損等の損害が生じた時にも、当社はその賠償の責任を負わないものとします。
 - ① 第1項の収容できないものを収容された場合
 - ② 鍵の紛失及び盗用により使用者が損害を受けた場合
 - ③ 使用者の誤施錠等、貸ロッカーの誤使用による場合
 - ④ 司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収品又は証拠品として提出を求められた場合
 - ⑤ 天災、事変、その他不可抗力によるとき
 - ⑥ その他当社の責に帰さない場合
- (2) 収容品の滅失又はき損等の損害について当社に責任がある場合、当社がお支払いする損害賠償金額は3万円を限度とします。
- (3) (1) 及び (2) の規程は、第5項、第8項により保管中の収容品にも適用します。

8. お問い合わせ連絡先

マリーンズ・インフォメーションセンター 電話 03-5682-6329 (TEAM26 会員専用)

9. 受付時間

10:00～17:00 (土日祝日休み)

※受付終了時間直前のお問い合わせに関しましては、翌営業日以降のご返答となる場合もございますので、予めご了承ください。

上記の内容をご了解のうえご署名お願い致します。

会員番号 _____

署名 _____